

フラワーマスター 認定登録制度について

道では、平成5年から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定登録制度を実施しており、本町からの推薦者を受け付けています。制度の詳細については下記担当までお問い合わせください

【推薦・認定の手続き】

- ①推薦 フラワーマスターとしてふさわしい方を、町長が道知事へ推薦します。
②認定 各市町村から推薦された方の中から選考された方が、認定講習を受講することで認定を受けます。

■認定講習 ・日程 7月26日(金) 午前10時から午後3時30分

・場所 札幌市かでる2・7道民活動センタービル 10階1070会議室

フラワーマスターの推薦を希望される方は6月19日(水)までに、下記担当窓口でお申し込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
6月	13日(木)	11日(火)	18日(火)
7月	11日(木)	9日(火)	16日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加対象者

- ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL 79-5500（直通） 役場1階福祉部内

児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届け出は前年の所得および6月1日現在の状況を確認し、6月以降に引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期限内に手続きしてください。

現況届は6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

ただし、令和元年5月以降に本町で認定請求した方（5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など）は、本年度の届け出を省略することができるため郵送しません。

福祉課から

■提出書類

6月上旬に郵送される書類で
ご確認ください。

■提出期限 6月28日(金)

■提出場所

下記担当または各支所、各連絡事務所

問合せ／こども・子育て担当
(内線1314)

バス・ハイヤー共通利用券申請の 受け付け開始のお知らせ

多くの高齢者や障がい者（児）の方々の社会参加促進と福祉の増進および利便性向上のため、バス・ハイヤー共通利用券を交付します。

6月3日(月)から申請の受け付けを開始しますので、交付要件を確認の上、申請してください。
※申請から交付までに日数を要しますので、7月1日に利用券の交付を希望される方は、6月17日(月)までに申請してください。

■交付対象者

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

下記の条件を全て満たす方が対象になります。

- ・本町に居住する満70歳以上の方
- ・対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が右表の額を超えない方

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】

対象者本人および世帯に属する者の住民税課税標準額が右表の額を超えない方で、かつ下記のいずれかの条件を満たす方が対象になります。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
- ・上記手帳を所持し、高等養護学校に在学する方（親権者が町内に居住）

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】（介護者分）

対象者が下記のいずれかの方は、介護者1人分が利用券の交付対象になります。

- ・第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを所持する方
- ・12歳未満の障がい児

※6歳未満の障がい児本人は利用券交付の対象となりませんが、介護者1人分が利用券の交付対象になります。

■住民税課税標準限度額表

扶養親族等の数	対象者本人の住民税課税標準限度額	世帯に属するそれぞれの方の住民税課税標準限度額
0人	1,600,000円	6,300,000円
1人	2,000,000円	6,600,000円
2人	2,400,000円	6,800,000円

※扶養親族等の数が3人以上の場合の限度額は、下記担当までお問い合わせください。

■利用できるバス・ハイヤー会社

バス 阿寒バス、くしろバス、
根室交通（釧路、根室管内の各路線）
ハイヤー 西別ハイヤー

■利用金額 1人2万円（有効期間中1回限り）

■有効期間 7月1日から翌年6月30日

■受給登録者証の交付

バス・ハイヤー共通利用券を使用する際、受給登録者証（写真付き）の提示が必要です。

■申請先 役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所

※必ず**印鑑**と**顔写真**（縦4センチ以上、横3センチ以上）をお持ちください。

現在受給者登録者証の交付を受けている方で、顔写真の変更をしない場合は、顔写真の持参は必要ありません。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

令和元年度 認定こども園

別海保育園・上西春別保育園

中途入園児募集

別海保育園と上西春別保育園では、7月1日(月)から10月1日(火)までの間に入園を希望される、0歳児（平成30年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上の児童）の追加募集を行います。入園を希望される方は申込手続きを行ってください。

なお、0歳児以外のクラスについて、上西春別保育園は定員に達していないため、随時受け付けを行っています。別海保育園は定員に達しているため、募集の予定はありません。

■入園対象児童と提出書類

入 園 対 象 児 童	提 出 書 類
保護者等が仕事や疾病、出産の前後やその他「保育を必要とする事由」に該当し、昼間家庭での保育を受けることができない児童で、入園日（7月1日から10月1日の間）現在で生後6カ月以上の、平成30年4月2日以降に生まれた児童	・支給認定申請書兼入園申込書 ・保育を必要とする事由を証明する書類 ・その他、必要に応じ町長が定める証明書（該当者のみ）

※園の運営内容、入園基準等について、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

■募集人数 別海保育園 8名 上西春別保育園 3名

■受付期間 6月3日(月)から17日(月)

■申込書類交付および提出場所 下記担当または別海保育園、上西春別保育園

町ホームページ 追加募集  問合せ／こども・子育て担当（内線1331・1313・1314）

町ホームページ
検索キーワード

別海保育園 TEL75-2726 上西春別保育園 TEL77-2040